

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

第二十三期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

土地改良事業の認可

〃

〃

〃

土地の用途廃止

〃

道路の位置の指定

証紙の小売りさばき人の廃止

証紙の小売りさばき人の指定

◇ 公 告

理容師試験等の実施

◇ 正 誤

昭和四十六年七月鳥取県告示第五百九十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百五十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十三期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十三期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

1 推薦書(様式(1))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

2 労働組合資格審査申請書(様式(2))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十六年九月十七日から昭和四十六年九月二十五日まで

様式(1)

推薦書

年 月 日

鳥取県知事

殿

所在地

労働組合
の名称

代表者名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の
労働者委員の補欠委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属 組合の名称及び その地位	労働者の所属 職場の名称及び その地位	経歴	備考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、組合歴等をできるだけ詳細
に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長 殿

所在地

労働組合名

代表者名

㊦

鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦手続に参与
したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査していただき
るよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
 - 2 労働協約
 - 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数 (男女別)
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
- (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨
付記すること。)

鳥取県告示第七百五十四号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良(川中地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十五号

大山町長から申請のあつた町営土地改良(豊房地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十六号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良(別府地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十七号

鳥取県東伯郡大字三保五八一番地の二村信蔵ほか三十二人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(三保地区農地開発)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月十日から用途廃止した。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
米子市八幡字隠町三五三ノ四番地先から同市八幡字隠町三五五ノ三番地先まで	八二・三五	道路敷

鳥取県告示第七百五十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月十日から用途廃止した。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00246

場	所	(面 積 平方メートル)	用途
米子市両三柳字深池往來附三二六二ノ二番地先から同市両三柳字深池尻ノ二 三二五七ノ五番地先まで		一七二・一〇	水路敷

鳥取県告示第七百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月十日から用途廃止した。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 平方メートル)	用途
米子市宗像字下サイ手二番地先から同市宗像字下サイ手七番地先まで		一九八・二二	水路敷

鳥取県告示第七百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年九月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市加茂町 一丁目六 林原開発株式会社 代表取締役 林原 堅次	米子市宗像字上サイ手一ノ一 字下サイ手二 二ノ一 七 七地先水路 字長山一五ノ二九 一五ノ三四 一五ノ三五	幅員 四・〇〇メートル 五・五〇メートル 延長 一四二〇・六〇メートル

鳥取県告示第七百六十二号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。
昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

廃止年月日	住 所	氏 名	廃止前の売りさばき 場所
昭和四十六年 八月三十一日	鳥取市二階町 四丁目	鳥取県職員組合 鳥取保健所支部長	鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所内

鳥取県告示第七百六十三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売 り ち ゃ ん 場 所
昭和四十六年 九月一日	三六六	鳥取市二階町 四丁目	寄生中子防衛会 鳥取支部 中村 徳藏	鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和46年9月17日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和46年10月18日 午前9時

場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子市西福原444 鳥取県米子保健所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和46年11月1日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、居間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上、理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わつた者
- (4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和44年4月以後に鳥取県知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第282号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたもの

のとする。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和46年9月20日から昭和46年10月4日まで(郵送のものについては、昭和46年10月4日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこ

と。

(3) 納付した手数料は、還付しない。

7 試験場を持参するもの

(1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び尿食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、尿食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

(ウ) 白衣

(イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等

(ウ) 応急薬品

ウ 美容師試験を受ける者

(ウ) 白衣

(イ) コールド、パーマネットウエアー等の施術上必要な器具、材料及び化粧品

(ウ) 応急薬品

8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。

9 その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別記様式 (用紙はB列5番とすること。)

美容師 (美容師) 受験願書

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号

氏 名

年 月 日 生

美容師法第2条第1項 (美容師法第4条第1項) の規定による美容師 (美容師) 試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

氏 名 ㊟

鳥取県知 事石破二郎 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

(1) 受験希望地 鳥取県庁 米子保健所

(2) 受験回数

学科試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目

正 誤

昭和四十六年七月鳥取県告示第五百九十四号 (解除予定の保安林について) 中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
-----	---	---	---

一	下	七〇八	一三〇の一一	八三〇の一一
---	---	-----	--------	--------

〃	〃	九〇十	八 (次の図に示す部分に限る。)	八五一の二 (次の図に示す部分に限る。)
				八五一の八